

# 令和4年2月 定例記者会見

と き 令和4年2月21日（月）  
午前10時30分から  
ところ 市役所 201、202 会議室

## 会見次第

- 1 市長あいさつ
- 2 2月定例議会提出案件について
- 3 質疑
- 4 その他

# 目 次

1	2月定例議会日程（案）	.....	1
2	提出案件一覧	.....	2
3	条例案件等	.....	5
4	令和4年度当初予算	.....	20
	主な新規主要事業	.....	29
5	令和3年度2月補正予算	.....	42
6	令和4年5月末までの主な行催事	.....	52

# 1 2月定例議会日程（案）

議会期間 26日間 2月25日（金）～3月22日（火）

日次	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第 1 日	2. 25	金	午前10時	○再開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○施政方針演説 ○議案上程説明
第 2 日	26	（土）		○休 会
第 3 日	27	（日）		○休 会
第 4 日	28	月		○精 読
第 5 日	3. 1	火	午前10時	○補正予算案件に対する議案質疑 ・委員会審査・討論・採決
第 6 日	2	水		○精 読
第 7 日	3	木		○精 読
第 8 日	4	金	午前10時	○一般質問
第 9 日	5	（土）		○休 会
第 10 日	6	（日）		○休 会
第 11 日	7	月	午前10時	○一般質問
第 12 日	8	火	午前10時	○一般質問
第 13 日	9	水	午前10時	○一般質問
第 14 日	10	木	午前10時	○議案質疑
第 15 日	11	金	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第 16 日	12	（土）		○休 会
第 17 日	13	（日）		○休 会
第 18 日	14	月		○全員協議会
第 19 日	15	火		○部門委員会
第 20 日	16	水		○部門委員会
第 21 日	17	木		○部門委員会
第 22 日	18	金		○休 会
第 23 日	19	（土）		○休 会
第 24 日	20	（日）		○休 会
第 25 日	21	（月）		○休 会
第 26 日	22	火	午前10時	○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決

## 2 提出案件一覽

---

提出案件数一覽表

区 分	件 数
1 条 例	13 (廃止1、一部改正12)
2 单 行	2
3 人 事	1
4 当初予算	8 (一般会計1、特別会計5、事業会計2)
5 補正予算	4 (一般会計1、特別会計2、事業会計1)
計	28

## 令和4年2月定例議会提出議案一覧表

令和4年2月25日

- |        |   |
|--------|---|
| 第1号議案  | 犬山市立楽田小学校体育館等整備基金の設置及び管理に関する条例の廃止について           |
| 第2号議案  | 犬山市個人情報保護条例の一部改正について                            |
| 第3号議案  | 犬山市附属機関設置条例の一部改正について                            |
| 第4号議案  | 犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について                      |
| 第5号議案  | 犬山市手数料条例の一部改正について                               |
| 第6号議案  | 犬山市立幼稚園条例の一部改正について                              |
| 第7号議案  | 犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部改正について        |
| 第8号議案  | 犬山市立保育園条例の一部改正について                              |
| 第9号議案  | 犬山市立認定こども園条例の一部改正について                           |
| 第10号議案 | 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第11号議案 | 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について                           |
| 第12号議案 | 犬山市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について          |
| 第13号議案 | 犬山市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について                 |
| 第14号議案 | 市道路線の廃止について                                     |
| 第15号議案 | 市道路線の認定について                                     |
| 第16号議案 | 犬山市教育委員会委員の任命について                               |
| 第17号議案 | 令和4年度犬山市一般会計予算                                  |
| 第18号議案 | 令和4年度犬山市国民健康保険特別会計予算                            |

第19号議案	令和4年度犬山市犬山城費特別会計予算
第20号議案	令和4年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計予算
第21号議案	令和4年度犬山市介護保険特別会計予算
第22号議案	令和4年度犬山市後期高齢者医療特別会計予算
第23号議案	令和4年度犬山市水道事業会計予算
第24号議案	令和4年度犬山市下水道事業会計予算
第25号議案	令和3年度犬山市一般会計補正予算（第13号）
第26号議案	令和3年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第3号）
第27号議案	令和3年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第2号）
第28号議案	令和3年度犬山市水道事業会計補正予算（第3号）

### 3 条例案件等

#### ◎ 条 例

教育部 学校教育課

#### 《廃止》

- 犬山市立楽田小学校体育館等整備基金の設置及び管理に関する条例の廃止について（第1号議案）

#### 【趣旨】

楽田小学校整備事業が完了したため、同事業の実施に伴い設置した犬山市立楽田小学校体育館等整備基金を廃止するもの。

#### 【内容】

犬山市立楽田小学校体育館等整備基金は、平成24年度に財団法人楽田林友会から約3億500万円の寄附を受けたことにより、楽田小学校の体育館等の整備費に充てるための基金として設置された。

令和3年度の学校周辺整備工事をもって楽田小学校整備事業がすべて完了したことから、犬山市立楽田小学校体育館等整備基金を廃止する。

#### 【基金残高】

0円

#### 【施行日】

令和4年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市個人情報保護条例の一部改正について（第2号議案）

**【趣旨】**

国の法律（※）の廃止に伴い、条例の一部を改正するもの。

※行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）

**【内容】**

従来、民間企業等における個人情報保護について定めた「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に対し、行政においては「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」により自治体ごとに自律的な規制が行われていた。近年、個人情報保護の重要性が増し、個人情報保護法制は国の管理下で統一的に規定される必要性が生じ、令和4年4月1日から「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止されて「個人情報の保護に関する法律」に統合されることとなった。

これに伴い、犬山市個人情報保護条例で用語の引用先として規定された法律名・条文が変更となるもの。

**現 行** 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項

**改正後** 個人情報の保護に関する法律第2条第2項

**【影響】**

改正による規制内容の変更はなく、市民等への影響、運用変更などはない。

**【施行日】**

令和4年4月1日



## 《一部改正》

## ○ 犬山市附属機関設置条例の一部改正について（第3号議案）

## 【趣旨】

附属機関を設置するため、条例の一部を改正するもの。

次の附属機関を設置する。

名 称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
犬山市地域福祉推進委員会	市長の諮問に応じ、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画及び同法第106条の5第1項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画の策定、検証等に関する事項について審議する。	18人以内	3年
犬山市天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定委員会	教育委員会の諮問に応じ、犬山市天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画の策定に関する事項について審議する。	8人以内	審議期間

## ①犬山市地域福祉推進委員会

## 【背景・目的】

子どもや障害者、高齢者、生活困窮者といった世代にとらわれず、包括的に相談や支援を行えるよう「重層的支援体制」を推進するために委員会を設置する。また令和5年度から「重層的支援体制」を開始するため、その基となる「重層的支援体制整備事業実施計画」及び「地域福祉計画」を策定する。

## 【効果】

「重層的支援体制」を推進できる。また各計画に関して、学識経験者や各関係団体の関係者からの意見を聴取し、計画へと反映させることできる。

## 今後のスケジュール（予定）

令和4年4月 第1回 地域福祉推進委員会開催（令和4年度中に5回程度開催）

令和5年2月 パブリックコメント実施

3月 計画策定

令和5年度以降 年1～2回 検証・推進のための委員会開催

（次ページに続く）

## ②犬山市天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定委員会

### 【背景・目的】

市が管理する「天然記念物ヒトツバタゴ自生地」を適切に管理し、確実に保存するため、ヒトツバタゴ自生地やその周辺の調査を行い、その成果をもとに保存・管理に関する具体的な方針を定めるとともに、ヒトツバタゴ自生地を地域資源として活用するための保存活用計画を策定する。

### 【効果】

計画に関して、犬山市文化財保護審議会委員をはじめとする各部門の専門家からの意見を聴取し、計画へと反映させることができる。

### 今後のスケジュール（予定）

令和4～5年度 環境調査、保存活用計画に関する検討

令和6年度 保存活用計画策定

### 【施行日】

令和4年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（第4号議案）

**【趣旨】**

国家公務員の制度改正に準じ、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和等を行うため条例の一部を改正するもの。

**【内容】**

出産、育児等と仕事の両立に関し、人事院から示された「妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」の内容に準じ、以下のことについて条例の改正を行うもの。

①非常勤職員の育児休業・部分休業の取得要件の緩和

取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」を廃止し、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員については、採用当初からこれらの休業が取得できることとする。

②正規職員、非常勤職員ともに育児休業を取得しやすい勤務環境の整備

- ・ 本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認
- ・ 育児休業についての研修実施、相談体制の整備

**【現状】**

- ・ 育児休業取得職員数18人　うち非常勤職員1人
- ・ 部分休業取得職員数19人　うち非常勤職員0人  
(令和4年1月末現在)

**【施行日】**

令和4年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市手数料条例の一部改正について（第5号議案）

**【趣旨】**

国の法律（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

**【内容】**

令和2年度の税制改正により「連結納税制度」が廃止されることとなったため、「租税特別措置法関係手数料」のうち、同制度の適用を受けた法人からの宅地の造成等に係る認定手続を削除するもの。

※ 手数料自体が削除されるものはない。

「連結納税制度」とは…

親会社とその子会社を1つの連結グループとみなし課税する仕組み。

**【施行日】**

令和4年4月1日

《一部改正》

- 犬山市手数料条例の一部改正について（第5号議案）
- 犬山市立幼稚園条例の一部改正について（第6号議案）
- 犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部改正について（第7号議案）
- 犬山市立保育園条例の一部改正について（第8号議案）
- 犬山市立認定こども園条例の一部改正について（第9号議案）

**【趣旨】**

多子世帯・多胎世帯の子育て負担を軽減し、少子化対策につながる様々な支援を、成長段階に応じて行う多子多胎世帯の子育て支援施策の1つとして実施するもの。

多子世帯が、保育園等の個別事業を利用する際の保育料その他の負担を無償とするため、条例の一部を改正するもの。

**【内容】**

子ども（※）が3人以上いる保護者を対象として、3人目以降の子どもに係る

①保育料（3歳未満児）、②保育園等の給食費、③児童クラブ利用手数料を無償とする。

※ 子どもには、別居の者及び別生計の者を含む。

**【目的・効果】**

子育てに多大な負担がかかる多子世帯における子育ての経済的な負担の軽減を図ると共に、当市が積極的に推進する少子化対策に資する。

**【影響額】**

・保育料（3歳未満児）	20,203,200円	（61人）
・子ども未来園、保育園、幼稚園給食費	8,965,790円	（157人）
・児童クラブ利用手数料	2,098,000円	（189人）

**【施行日】**

令和4年4月1日

《一部改正》

- 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（第10号議案）

**【趣旨】**

国が定める基準（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

- ※ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）

**【内容】**

記録の作成等及び利用者への説明、同意等に係る見直し

- ① 保育所等の事業者が行う記録の作成等について、電磁的方法によるものを認めるもの。
- ② 利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うこととされるものについて、書面に代えて電磁的方法による対応を認めるもの。

**【施行日】**

公布の日

## 《一部改正》

## ○ 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について（第11号議案）

## 【趣旨】

国民健康保険税の課税額等を改定するため、条例の一部を改正するもの。

## 【背景】

## ①国民健康保険税の課税額の改定

国民健康保険制度は平成30年度の国の改革により、

市町村が個別に運営



都道府県が財政運営責任を担い、中心的な役割を果たす

となり、各市町村は、都道府県の指定する「国保事業費納付金」（以下「納付金」という。）を支払えるよう、保険税率を設定する必要性が生じた。

当市の保険税率では、県の指定する納付金を払える保険税率水準に及ばず、保険税率の引き上げの必要があるが、当市加入者の急激な保険税負担の増加を防ぐため、単年度赤字を基金で補いながら、ほぼ隔年で段階的に保険税負担を引き上げてきた。

今回、コロナ禍による医療給付費の乱高下の影響を受け、県から示された令和4年度の納付金額試算値が予想外に急増したことから、残りの基金を活用して段階的に保険税率を改定したとしても、年間9.5%の増税が必要であることが明らかになったため、税率の改定を行うもの。

## ②地方税法の改正

当市を始め（※）、地方から強く要望していた「子どもの均等割課税負担の減額」について、「未就学児の均等割を2分の1とする」税法改正が為されたため、条例の改正を行うもの。

※平成31年1月25日開催の西尾張ブロック市長会議に当市が提案し採択。

【内容】

①税率の改定

国民健康保険運営協議会において

「総課税額及び1人当たりの保険税負担を、平均9.5%程度引き上げる」旨の答申となったことから、これを踏まえた税率改正とした。

(改正前)

(単位：円)

税区分	所得割	均等割額	平等割額	賦課限度額
基礎課税（医療）分	5.85%	18,960	18,240	630,000
後期高齢者支援分	2.35%	9,360	8,640	190,000
介護納付金分	1.61%	8,160	6,240	170,000

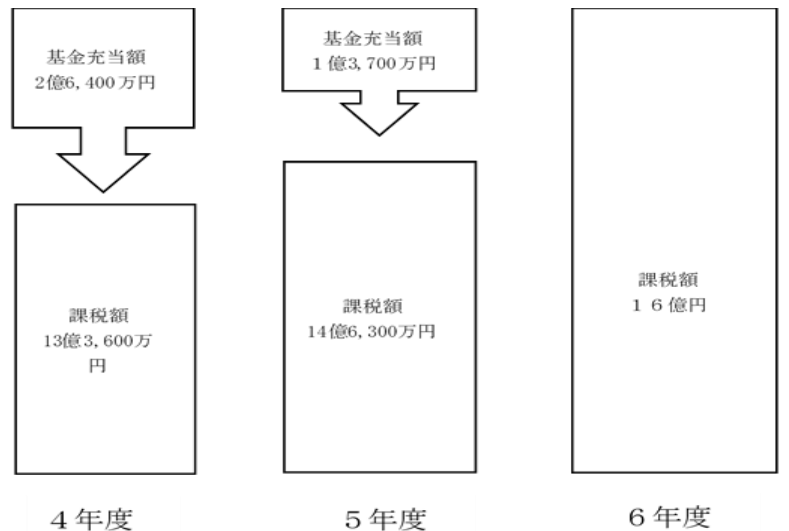
(改正後)

税区分	所得割	均等割額	平等割額	賦課限度額
基礎課税（医療）分	<b>6.30%</b>	<b>20,640</b>	<b>20,160</b>	630,000
後期高齢者支援分	<b>2.95%</b>	9,360	8,640	190,000
介護納付金分	<b>2.00%</b>	<b>8,400</b>	6,240	170,000

○1人当たりの国保税負担

- ・現行税率予測：89,051円
- ・改定後予測：97,511円（8,460円、9.5%増）
- ※基金を活用しなかった場合の負担予測：116,788円  
（27,737円、31.1%増）

○今年度再検討した段階的改定（激変緩和）イメージ



税額の増加率を毎年9.5%程度に設定

※被保険者の減少は考慮していない



②子どもの均等割課税負担の減額

未就学児に係る均等割を2分の1に減額する。

低所得軽減世帯については減額後の均等割のさらに2分の1とする。

○対象者数

未就学の国保加入者数（令和4年度当初予測） 約200人

○影響（減額）額 2,985,000円

○財源措置

国庫負担（1/2） 1,492,000円

県費負担（1/4） 746,000円

市一般会計負担（1/4） 747,000円

○減額の詳細

一般の 世帯	課税区分	本来税額	減額額	減額後税額
	基礎課税（医療）分	20,640	▲ 10,320	10,320
	後期高齢者支援分	9,360	▲ 4,680	4,680
	合計	30,000	▲ 15,000	15,000

7割軽減 世帯	課税区分	本来税額	減額額	減額後税額
	基礎課税（医療）分	6,192	▲ 3,096	3,096
	後期高齢者支援分	2,808	▲ 1,404	1,404
	合計	9,000	▲ 4,500	4,500

5割軽減 世帯	課税区分	本来税額	減額額	減額後税額
	基礎課税（医療）分	10,320	▲ 5,160	5,160
	後期高齢者支援分	4,680	▲ 2,340	2,340
	合計	15,000	▲ 7,500	7,500

2割軽減 世帯	課税区分	本来税額	減額額	減額後税額
	基礎課税（医療）分	16,512	▲ 8,256	8,256
	後期高齢者支援分	7,488	▲ 3,744	3,744
	合計	24,000	▲ 12,000	12,000

【施行日】

令和4年4月1日

## 《一部改正》

- 犬山市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について（第12号議案）

## 【趣旨】

市街化調整区域における開発行為に係る許可基準の制定及び災害ハザードエリアにおける開発行為の抑制を図るため、条例の一部を改正するもの。

## ①市街化調整区域における開発行為に係る許可基準の制定

## 【内容】

市街化調整区域の既存集落のコミュニティー維持を目的として、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号の規定に基づく住宅等の立地条件を緩和する区域・建物の基準を制定するもの。

## 立地が緩和される区域の条件

- ・ 50戸以上の建築物が敷地間距離50m以内で連坦している地域
- ・ 農地面積の合計が4ha以下の区域
- ・ 宅地化率40%を超える区域
- ・ 区域内の主要な幅員6m以上の道路が、区域外の幅員6.5m以上の道路に接続している区域
- ・ 下水処理区域又は鉄道駅周辺など

## 建築可能となる建物の条件

- ・ 専用住宅：一戸建ての住宅
  - ・ 兼用住宅：店舗や事務所と住宅を兼ねるもの
  - ・ 共同住宅：寄宿舍、下宿など
- これらの用途の建物のうち、敷地面積が原則200㎡以上であり、高さが10m以下の建物

## 【現状・課題】

市街化調整区域においては、開発行為や建築行為が制限されており、農家住宅、分家住宅など、一定の条件が整った建築物しか建築できない。そのため、人口減少や少子高齢化に伴う既存集落のコミュニティー維持等の課題が想定される。

（次ページに続く）

【効果】

立地条件を緩和する基準を制定することで、市が指定した区域内では、他法令の規制に適合する条件を満たせば誰でも住宅建築が可能となり、既存集落のコミュニティ維持につながる。また、都市計画マスタープランで定めたまちづくりの方針である鉄道駅周辺等の身近な生活拠点の形成にも寄与する。

②災害ハザードエリアにおける開発行為の抑制

【内容】

市街化調整区域のうち条例により開発行為を可能とする区域には、土砂災害警戒区域や浸水ハザードエリアなど災害リスクの高いエリア（※）を含まないこととする。

※ 災害の防止が図られている土地の区域については、開発抑止の対象外。

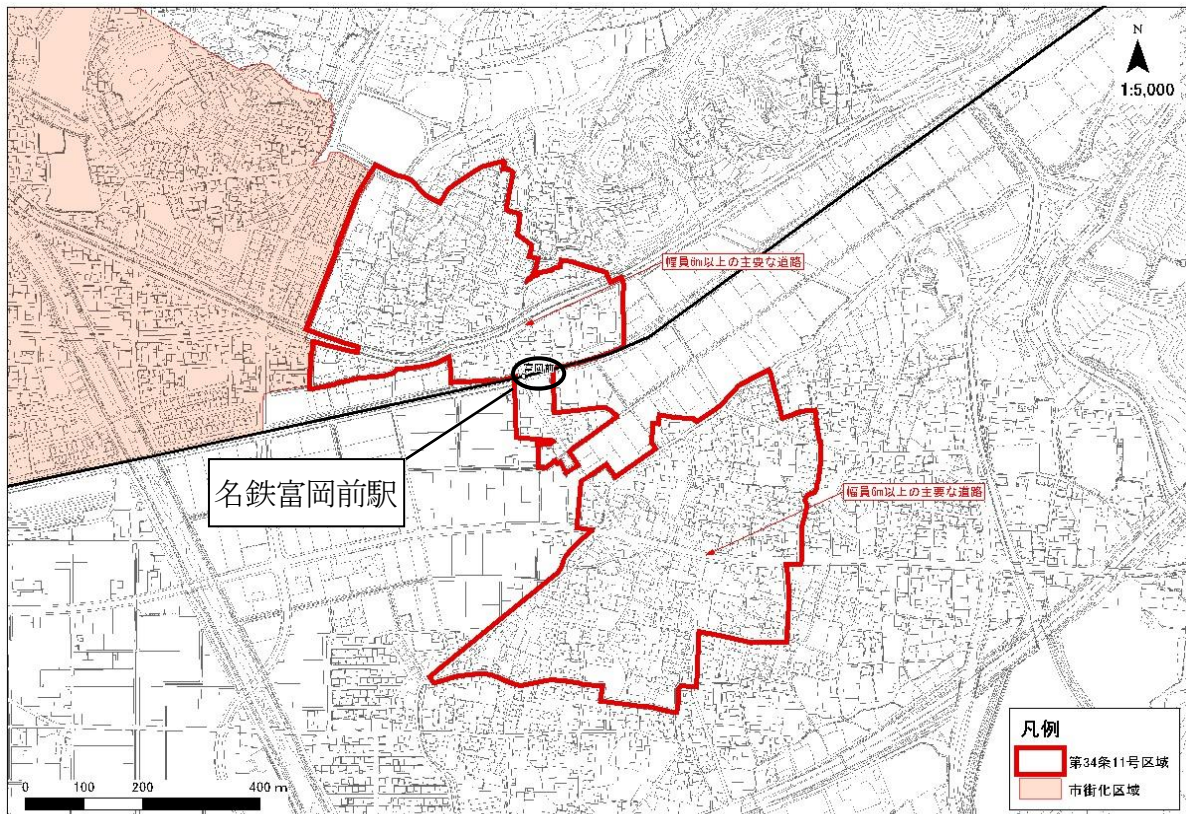
【効果】

災害リスクの高いエリアでの開発行為を禁止とすることで、近年の頻発・激甚化する自然災害に対応する安全なまちづくりに繋がる。

【施行日】

令和4年4月1日

○今回、新たに制定する「都市計画法第34条第11号」の指定基準に基づき、開発が可能な区域としての指定を予定している区域（太線囲み）



《一部改正》

○ 犬山市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（第13号議案）

【趣旨】

消防団員の報酬及び費用弁償の額等を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

消防団員の処遇改善のために、国が新たに非常勤消防団員の報酬に係る基準を定めたことに伴い、消防団員が各種出動した際、費用弁償で支払われていた出動手当を出動報酬として支給することとし、支給単位と災害出動額の改正をするもの。

区分		改正後	現行
災害出動	活動時間が4時間以上るとき	1日につき 8,000円	1回につき 4,000円
	活動時間が4時間未満るとき	1日につき 4,000円	1回につき 2,000円
	活動なし	1日につき 2,000円	
警戒又は誤報		1日につき 2,000円	1回につき 2,000円
訓練		1日につき 2,000円	1回につき 2,000円
式典		1日につき 2,000円	
警備		1日につき 2,000円	
広報、講習等		1日につき 2,000円	

【影響】 消防団員の出動に係る経費への影響

令和3年度当初予算額	消防団員費用弁償	6,852千円
令和4年度当初予算額	消防団員出動報酬	8,572千円
令和4年度影響額	合計	1,720千円増

【施行日】

令和4年4月1日

◎ 人 事

教育部 学校教育課

《教育委員会委員》

○ 犬山市教育委員会委員の任命について（第16号議案）

【趣旨】

犬山市教育委員会委員の「堀 美鈴（ほり みすず）」氏の任期満了に伴い、後任者を任命するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

【内容】

任期満了（令和4年3月31日）に伴う後任者として、引き続き任命するもの。

氏 名 堀 美鈴（ほり みすず） （再任）

生年月日 ■

任 期 任命の日から4年間

## 4 令和4年度当初予算

---

### 『発展持続型予算』

市民サービス向上や課題解決などを大胆に進めつつ、借金は約7.5億円減少、貯金は約7.2億円増加と、都市経営の持続性も向上できた。

#### <施策展開の要点>

##### ●子育て支援強化

(第三子以降の給食費無料化など多子多胎支援拡充、子ども医療費高卒まで無料化拡充、保育士配置の大幅増員など)

##### ●環境対策強化

(家庭の省エネ対策補助拡充、広域ごみ処理施設整備促進など)

##### ●道路整備促進

(富岡荒井線の12月開通、通学路安全対策前倒し推進など)

##### ●賢い都市経営推進

(ふるさと納税10億円獲得目標、公有財産売却によるファシリティマネジメント推進など)

令和4年度全会計当初予算 総額 464億8,215万円

前年度比 20億7,427万4千円・4.7%の増加

令和4年度一般会計当初予算 総額 264億1,370万8千円

※令和3年度一般会計当初予算 総額 253億4,368万7千円

前年度比 10億7,002万1千円・4.2%の増加

### 1 総括（一般会計）

令和4年度の一般会計予算は、新型コロナウイルス感染症の影響を最大限に見込んだ前年度と比べ、市税の大幅な増収を見込み、予算規模としては、令和3年度当初予算との比較で4.2%の増加となり、過去最大となる。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を見込んでいない令和2年度当初予算との比較でも、1.9%の増加となる。

新型コロナウイルス感染症や自然災害などへの備えとしての財政調整基金残高の確保と、

将来負担を見通し、長期的に安定した財政運営を持続させるための市債の抑制を両立したうえで、安心して子育てができる環境の充実を図るとともに、将来を見据えた環境施策の展開や、都市計画道路の整備、通学路安全対策などにも重点的な配分を行った。

## 2 歳入（一般会計）

歳入予算のうち、市税については総額で113億8,945万2千円を計上した。この額は、予算規模全体の4割強（43.1%）を占め、対前年度比で8.7%の増、約9億1千万円（9億852万4千円）の増額となった。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を見込んでいない令和2年度当初予算との比較では、1.7%、約1億9千万円の減となる。

増額の主な要因は、令和3年度市税の当初歳入予算の計上にあたり、新型コロナウイルス感染症による全国的な経済の停滞からその影響がどうなるかの予測が難しく、リーマンショック時の歳入実績等を参考に、中でも個人住民税及び法人住民税をかなり抑えた額としたためであった。

しかしながら、令和3年度市税の歳入状況は、想定していたよりも大きな落ち込みはなく、その状況や近年の収納率等を考慮し、令和4年度の市税歳入額を算出した。

主な内訳として、個人市民税にあつては個人所得の減収が、法人市民税にあつては相対的に企業収益の減収があると見込まれるが、業種によって異なることもあり、低めに算出した令和3年度当初予算額に比べ、個人市民税・法人市民税共に大きく増額して計上した。固定資産税は、滅失した家屋よりも新・増築した家屋の棟数が上回っていることから増額とした。また、軽自動車税については登録台数の微増や税率が上昇する台数の増加、市たばこ税についても直近の売上実績等から、それぞれ前年度に比べて増額とした。

- ・個人市民税 40億3,996万1千円  
（前年度比 3億9,600万5千円、10.9%の増）
- ・法人市民税 7億8,068万3千円  
（前年度比 2億9,610万7千円、61.1%の増）
- ・固定資産税 52億6,991万1千円  
（前年度比 1億7,084万6千円、3.4%の増）
- ・軽自動車税 1億8,970万7千円  
（前年度比 1,743万3千円、10.1%の増）

- ・市たばこ税 3億5,380万9千円  
(前年度比 1,138万5千円、3.3%の増)

#### その他

- ・地方消費税交付金 17億6,014万6千円  
(前年度比 1億3,696万円・8.4%の増加)
- ・地方交付税 15億9,404万5千円  
(前年度比 3億3,521万2千円・26.6%の増加)
- ・県支出金 17億8,609万8千円  
(前年度比 2億4,025万8千円・15.5%の増加)
- ・繰入金 18億7,209万9千円  
(前年度比 6億458万6千円・47.7%の増加)
- 財政調整基金 10億532万3千円  
(前年度比 5億3,300万6千円・112.8%の増加)
- ふるさと犬山応援基金 8億3,533万6千円  
(前年度比 1億1,785万5千円・16.4%の増加)
- ・市債 11億3,510万6千円  
(前年度比 △12億8,440万3千円・53.1%の減少)
- 臨時財政対策債 6億4,890万6千円  
(前年度比 △9億7,370万3千円・60.0%の減少)

### 3 歳出（一般会計）

目的別に歳出の主なものをみると、

- (1) 民生費 97億2,405万2千円  
(前年度比 4億3,018万4千円・4.6%の増加)  
障害者扶助に係る予算が増加しているほか、保育体制の強化や（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園整備の推進、子ども医療費助成の拡充などにより増加となっている。
- (2) 総務費 42億2,985万2千円  
(前年度比 2億1,755万9千円・5.4%の増加)



一連の選挙に係る経費を計上しているほか、楽田出張所の移転や普通財産の売却益を積み立てる公共施設等管理基金積立金などにより増加となっている。

(3) 教育費 32億1,888万6千円

(前年度比 1億6,255万9千円・5.3%の増加)

犬山南小学校の改築や図書館の外壁等の改修工事のほか、図書館のICT化推進などにより増加となっている。

(4) 土木費 24億6,695万8千円

(前年度比 △7,168万5千円・2.8%の減少)

市民生活への影響が大きい、道路補修工事の増額や通学路安全対策を前倒して実施する一方で、令和4年度に供用開始を予定している都市計画道路富岡荒井線の整備や、市道前原台線整備に係る橋梁の撤去などで事業費が減少するなど、事業進捗に合わせた予算計上を行ったことにより、土木費全体では減少となっている。

**参 考** 財政調整基金

令和3年度末基金残高見込額	29億3,575万8,719円
令和4年度予算取り崩し額	10億 532万3,000円
令和4年度予算積立額(利子分)	3万6,000円
令和4年度予算反映後基金残高	19億3,047万1,719円

## 令和4年度 当初予算会計別総括表

(単位：千円・%)

会 計 名		令 和 4 年 度 当 初 予 算 額 A	令 和 3 年 度 当 初 予 算 額 B	比 較 増 減	
				対 当 初 予 算 額 C = A - B	伸 び 率 C / B
一 般 会 計		26,413,708	25,343,687	1,070,021	4.2
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 計 特 別 会	6,899,970	6,923,736	△ 23,766	△ 0.3
	犬 山 城 費 計 特 別 会	215,732	209,460	6,272	3.0
	木 曾 川 う かい 事 業 費 計 特 別 会	64,336	59,306	5,030	8.5
	介 護 保 険 計 特 別 会	5,638,920	5,375,729	263,191	4.9
	後 期 高 齢 者 医 療 計 特 別 会	1,515,087	1,452,907	62,180	4.3
	小 計	14,334,045	14,021,138	312,907	2.2
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	1,959,037	1,860,392	98,645	5.3
	下 水 道 事 業 会 計	3,775,360	3,182,659	592,701	18.6
	小 計	5,734,397	5,043,051	691,346	13.7
合 計		46,482,150	44,407,876	2,074,274	4.7

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

## 令和4年度 一般会計当初予算歳入款別表

(単位：千円・%)

区 分	令 和 4 年 度		令 和 3 年 度		比 較 増 減	
	当 初 予 算 額 A	構 成 比	当 初 予 算 額 B	構 成 比	対当初予算額 C = A - B	伸 び 率 C / B
*1 市 税	11,389,452	43.1	10,480,928	41.4	908,524	8.7
2 地 方 譲 与 税	248,708	0.9	220,096	0.9	28,612	13.0
3 利 子 割 交 付 金	5,011	0.0	7,329	0.0	△ 2,318	△ 31.6
4 配 当 割 交 付 金	63,188	0.2	54,652	0.2	8,536	15.6
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	46,486	0.2	41,372	0.2	5,114	12.4
6 法 人 事 業 税 金	154,690	0.6	95,469	0.4	59,221	62.0
7 地 方 消 費 税 金	1,760,146	6.7	1,623,186	6.4	136,960	8.4
8 ゴルフ場利用税金 交 付 金	21,096	0.1	19,107	0.1	1,989	10.4
9 環 境 性 能 割 金	76,878	0.3	62,455	0.2	14,423	23.1
10 地 方 特 例 交 付 金	72,804	0.3	93,956	0.4	△ 21,152	△ 22.5
11 地 方 交 付 税	1,594,045	6.0	1,258,833	5.0	335,212	26.6
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	9,796	0.0	10,238	0.0	△ 442	△ 4.3
*13 分 担 金 及 び 金	95,391	0.4	102,485	0.4	△ 7,094	△ 6.9
*14 使 用 料 及 び 料	522,026	2.0	544,059	2.1	△ 22,033	△ 4.0
15 国 庫 支 出 金	2,749,853	10.4	2,798,976	11.0	△ 49,123	△ 1.8
16 県 支 出 金	1,786,098	6.8	1,545,840	6.1	240,258	15.5
*17 財 産 収 入	259,079	1.0	169,177	0.7	89,902	53.1
*18 寄 附 金	1,006,310	3.8	1,022,448	4.0	△ 16,138	△ 1.6
*19 繰 入 金	1,872,099	7.1	1,267,513	5.0	604,586	47.7
*20 繰 越 金	700,000	2.7	700,000	2.8	0	0.0
*21 諸 収 入	845,446	3.2	806,059	3.2	39,387	4.9
22 市 債	1,135,106	4.3	2,419,509	9.5	△ 1,284,403	△ 53.1
合 計	26,413,708	100.0	25,343,687	100.0	1,070,021	4.2
* 自 主 財 源	16,689,803	63.2	15,092,669	59.6	1,597,134	10.6
依 存 財 源	9,723,905	36.8	10,251,018	40.4	△ 527,113	△ 5.1

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

## 令和4年度 一般会計当初予算歳出款別表

(単位：千円・%)

区 分	令 和 4 年 度		令 和 3 年 度		比 較 増 減	
	当 初 予 算 額 A	構 成 比	当 初 予 算 額 B	構 成 比	対 当 初 予 算 額 C = A - B	伸 び 率 C / B
1 議 会 費	246,493	0.9	248,567	1.0	△ 2,074	△ 0.8
2 総 務 費	4,229,852	16.0	4,012,293	15.8	217,559	5.4
3 民 生 費	9,724,052	36.8	9,293,868	36.7	430,184	4.6
4 衛 生 費	2,380,450	9.0	2,188,030	8.6	192,420	8.8
5 農 林 業 費	303,185	1.1	263,962	1.0	39,223	14.9
6 商 工 費	750,433	2.8	512,340	2.0	238,093	46.5
7 土 木 費	2,466,958	9.3	2,538,643	10.0	△ 71,685	△ 2.8
8 消 防 費	1,036,296	3.9	1,145,224	4.5	△ 108,928	△ 9.5
9 教 育 費	3,218,886	12.2	3,056,327	12.1	162,559	5.3
10 災 害 復 旧 費	48,000	0.2	48,000	0.2	0	0.0
11 公 債 費	1,949,102	7.4	1,976,432	7.8	△ 27,330	△ 1.4
12 諸 支 出 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
13 予 備 費	60,000	0.2	60,000	0.2	0	0.0
合 計	26,413,708	100.0	25,343,687	100.0	1,070,021	4.2

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

## 令和4年度 一般会計当初予算歳出性質別表

(単位：千円・%)

区 分	令 和 4 年 度		令 和 3 年 度		比 較 増 減	
	当 初 予 算 額 A	構 成 比	当 初 予 算 額 B	構 成 比	対当初予算額 C = A - B	伸 び 率 C / B
1 人 件 費	5,555,057	21.0	5,278,488	20.8	276,569	5.2
2 物 件 費	5,219,366	19.8	4,892,665	19.3	326,701	6.7
3 補 助 費 等	2,136,606	8.1	2,021,005	8.0	115,601	5.7
4 扶 助 費	5,150,527	19.5	4,979,949	19.6	170,578	3.4
5 維 持 補 修 費	86,667	0.3	79,994	0.3	6,673	8.3
6 普 通 建 設 費 事 業	1,852,143	7.0	1,793,449	7.1	58,694	3.3
7 繰 出 金	2,458,274	9.3	2,427,074	9.6	31,200	1.3
8 投 資 及 び 出 資 金 ・ 貸 付 金	544,963	2.1	520,488	2.1	24,475	4.7
9 積 立 金	1,353,003	5.1	1,266,143	5.0	86,860	6.9
10 公 債 費	1,949,102	7.4	1,976,432	7.8	△ 27,330	△ 1.4
11 災 害 復 旧 費 事 業	48,000	0.2	48,000	0.2	0	0.0
12 予 備 費	60,000	0.2	60,000	0.2	0	0.0
合 計	26,413,708	100.0	25,343,687	100.0	1,070,021	4.2

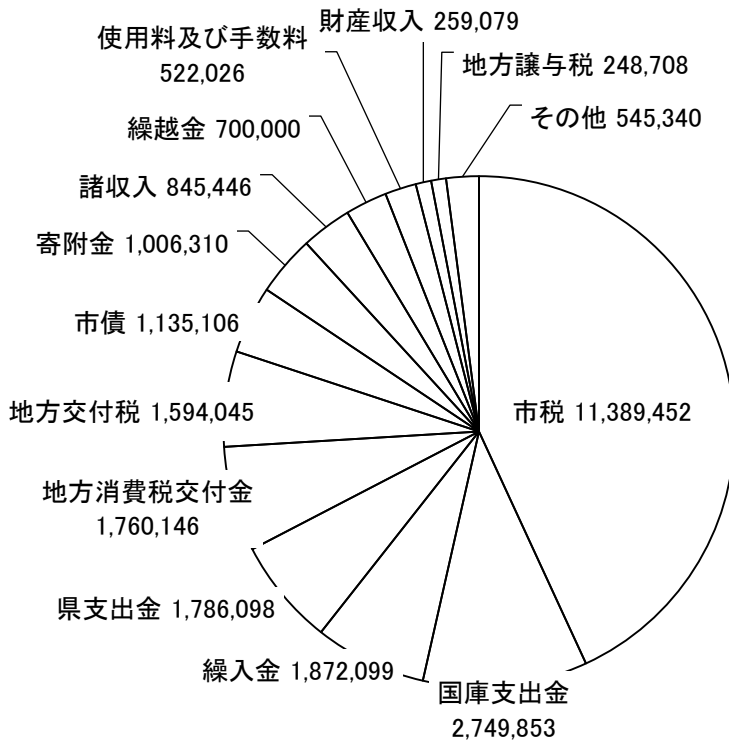
※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

令和4年度 一般会計当初予算歳入歳出状況

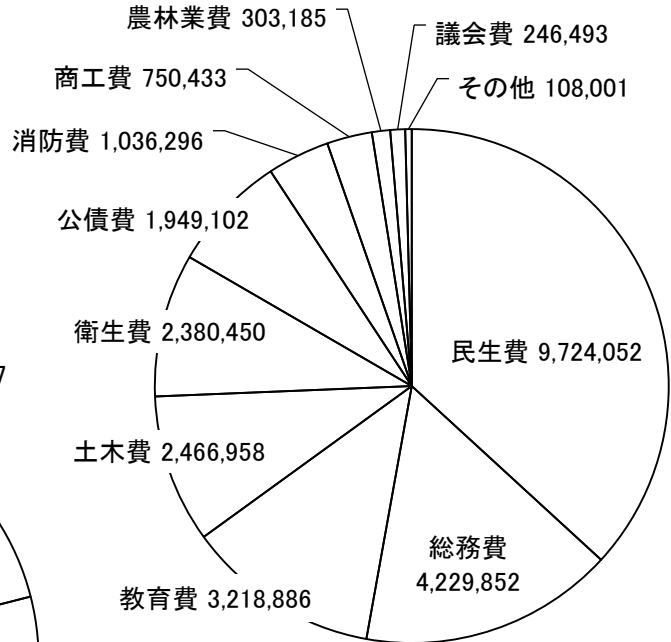
予 算 規 模  
26,413,708 千円

歳 入 (款別)

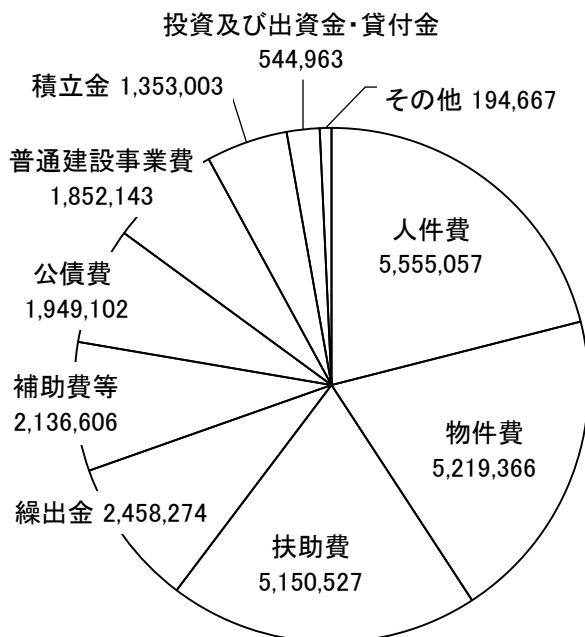
単位：千円



歳 出 (款別)



歳 出 (性質別)



令和4年度当初予算 主な新規主要事業

発展持続型予算

子育て支援強化		30ページ
多子・多胎世帯に対する子育て支援施策を実施していきます		8,891万円
子ども医療費の助成範囲を拡大します		1,914万円
保育環境の充実を進めます		4,247万円
(仮称)新橋爪・五郎丸子ども未来園整備事業を進めます		1億7,097万円
犬山南小学校の新校舎建設に着手します		1億8,622万円
環境対策強化		36ページ
ゼロカーボンシティを目指します		2,356万円
尾張北部環境組合による広域ごみ処理施設の建設準備を進めます		3,143万円
道路整備促進		38ページ
都市計画道路富岡荒井線が上小針交差点まで開通します		1億552万円
通学路の安全対策を推進します		5,530万円
賢い都市経営推進		40ページ
ふるさと納税を集めます！	獲得目標額 事業費	10億円 4億1,863万円
使わない土地を売却します	売却想定額 事業費	2億2,752万円 1,417万円

## 多子・多胎世帯に対する子育て支援施策を実施していきます

事業費

8,891万円

担当課

子ども未来課 ほか

多子世帯・多胎世帯の子育て負担を軽減し、少子化対策につながる様々な支援を行います。



予算科目

3-2-2 ほか

目名

保育所費 ほか

特定財源

国庫補助金 103万円 県補助金 96万円  
ふるさと犬山応援基金繰入金 7,902万円

事業の目的

多子世帯・多胎世帯の子育てにかかる負担をやわらげ、少子化対策や定住促進を図ります。具体的には、3人以上の子どもや双子などの多胎児がいる世帯に対し、妊娠期から中学卒業までの成長段階に応じて切れ目なく、1つのパッケージとして取りまとめ、継続的な支援を図ります。

事業の内容

以下の事業を実施するほか、対象者情報の管理や事業の進捗管理のためのシステムを導入します。

- 多子世帯：育児用品宅配事業（健康推進課）、子ども未来園、保育園、幼稚園給食費の無料化（子ども未来課）、小学校の給食費の無料化（学校教育課）、児童クラブ利用手数料の無料化（子ども未来課）、中学校の給食費の無料化（学校教育課）、コミュニティバス乗車料金の無料化（防災交通課）
- 多子・多胎世帯：乳幼児健診等の付添支援（健康推進課）

\*令和3年度から実施した「犬山産の新米10kg提供」などの事業も継続実施します。

事業の効果

子育てに関する経済的支援や育児負担軽減のためのサービス提供により、出産、子育てに不安を持つ家庭や保護者の孤立化が抑制されるとともに、子どもをとりまく家庭等における生活や心理的安定により、健やかな子どもの成長へとつながります。

また、犬山に住みたい、住み続けたいという定住促進にもつながります。



# 犬山市多子・多胎世帯子育て支援施策

多子世帯：3人以上の子どもを持つ家庭で、第3子以降の子が中学生以下の世帯  
 多胎世帯：双子（ふたご）以上の子ども（中学生以下）を持つ家庭



\* この支援施策により、対象となる子どもが中学校を卒業するまでに、1人あたり約170万円相当額の負担軽減効果を見込んでいます。

## 子ども医療費の助成範囲を拡大します

事業費

1,914万円

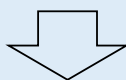
担当課

保険年金課

子ども医療費が18歳年度末まで全額助成になります。

◇現在（令和4年3月31日まで）の医療費の自己負担分

対象年齢	通院	入院
0歳～中学3年生	自己負担分なし	自己負担分なし
高校1年生(16歳)～18歳年度末	1割負担	1割負担



◇令和4年4月1日からの医療費の自己負担分

対象年齢	通院	入院
0歳～18歳年度末	自己負担分なし	自己負担分なし

※18歳年度末とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間

予算科目

3-1-6

目名

福祉医療助成費

特定財源

ふるさと犬山応援基金繰入金 1,914万円

事業の目的

現在、高校1年生相当年齢から18歳年度末まで入通院費用の2/3を助成していますが、18歳年度末まで全額助成にすることにより、子育て世帯の負担軽減を図ります。

事業の内容

高校1年生相当年齢から18歳年度末までの約2,000人に対し、入通院費用の全額助成を行います。現在の2/3助成では、約2,400万円かかっており、制度拡大後は残りの1/3を助成することになるので、この1.5倍となる約3,600万円必要で、増加分は約1,200万円となります。しかし、全額助成にすると通院回数が増加することが予想されるため、その分を考慮して、約1,914万円の増加を見込んでいます。

事業の効果

18歳年度末まで入通院費用を全額助成することで、子育て世帯の負担軽減を図り、安心して医療を受けられるようになります。

## 保育環境の充実を進めます

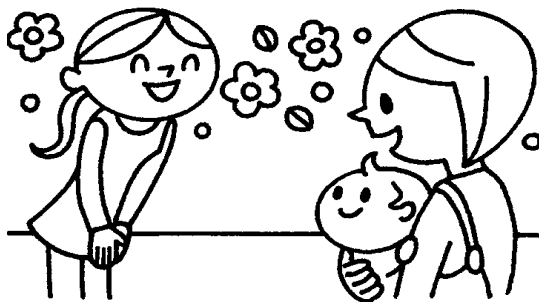
事業費

4, 247万円

担当課

子ども未来課

保育環境の充実及び保育士の体制改善のため、担任を持たないフリー保育士の増員配置を進めていきます。また、育休退園の廃止に向け、待機児童を発生させないという前提のもと、人材派遣による保育士の増員配置を進めます。



予算科目

3-2-2

目名

保育所費

特定財源

なし

### 事業の目的

担任を持たないフリー保育士を各園に配置することで、年度途中の入園希望のニーズに速やかに対応し、実質的な待機児童をゼロにすることを目的とします。あわせて、保育士の職場環境の改善を図ります。

親の育児休業を事由にした退園（育休退園）は、それまで対象としていた3歳未満児のうち、2歳児は継続して保育できるよう、令和2年度から運用を見直しました。子どもの成長にとって、大切な時期を親子で一緒に過ごしてほしいと考える一方で、育児負担の軽減のための環境を整え、保育ニーズに対応していくことも必要であると考えます。待機児童を発生させないという前提は維持しながら、人材派遣による保育士3名の増員配置を進め、環境が整い次第、育休退園の廃止に向けて対象年齢の引き下げを実施していきます。

### 事業の内容

フリー保育士（会計年度任用職員）の増員配置：事業費 2, 899万円

- ・1日6時間勤務保育士12人と1日4時間勤務保育士3人の合計15人の採用を進めます。
- ・6時間勤務保育士は、各子ども未来園に1人ずつ、加えて園児数の多い城東子ども未来園、上木 子ども未来園、丸山子ども未来園には、4時間勤務保育士を1人ずつ配置していきます。

保育士派遣業務委託料 1, 348万円

- ・保育士3名を事業者からの人材派遣により配置していきます。

### 事業の効果

フリー保育士の配置は、年度途中の入園希望に対し、速やかに受け入れ体制を整えることができ、実質的な待機児童解消につながります。また、育休退園対象児童の年齢引き下げは、保護者が安心して子どもを産み、育てることができる環境整備であり、少子化対策につながります。

さらには、保育士の全体数が増えることで、保育の受入環境だけでなく、保育士が働きやすい環境の整備にもつながり、保育環境全体の充実が図れます。

## (仮称) 新橋爪・五郎丸子ども未来園整備事業を進めます

事業費

1億7,097万円

担当課

子ども未来課

橋爪・五郎丸子ども未来園統合による新園建設事業を令和6年度中の竣工を目指し進めていきます。

橋爪子ども未来園



五郎丸子ども未来園



予算科目

3-2-2

目名

保育所費

特定財源

市債 3,940万円

### 事業の目的

保育理念「豊かな心と丈夫な体でよく遊ぶ子どもに育てる」を基本とし、子どもが興味関心を満足させ、友達と関わり、遊びを広げていけるよう、以下のコンセプトに沿った園の建設を進めます。

- ①遊びを通しての多様な体験機会の確保（年齢、発達に配慮したユニバーサルデザイン等）
- ②自然と共に生きていく環境の提供（自然に触れ、豊かな感性が生まれる環境空間等）
- ③明るく快適な暮らし空間の提供  
（安全面の配慮、地域の子どもの未来園として利用できる空間等）

### 事業の内容

- 令和3年度 測量、鑑定評価委託等
- 令和3年度～令和4年度 基本設計、造成設計等
- 令和4年度～令和5年度 実施設計、水道工事、下水道工事、土地購入等
- 令和5年度～令和6年度 建設工事（令和6年度中の竣工を目指す。）

### 事業の効果

子ども達が保育園で過ごす時間は、人間形成の基礎となる大切な時期であり、心豊かにのびのびと育つために、安全で安心な保育環境を整えることで、本市の保育理念である「豊かな心と丈夫な体でよく遊ぶ子どもに育てる」保育の実現につなげています。

また、子どもだけでなく、保護者、保育者、地域の方々にとっても子育ての拠点となる施設整備を進めます。

# 犬山南小学校の新校舎建設に着手します

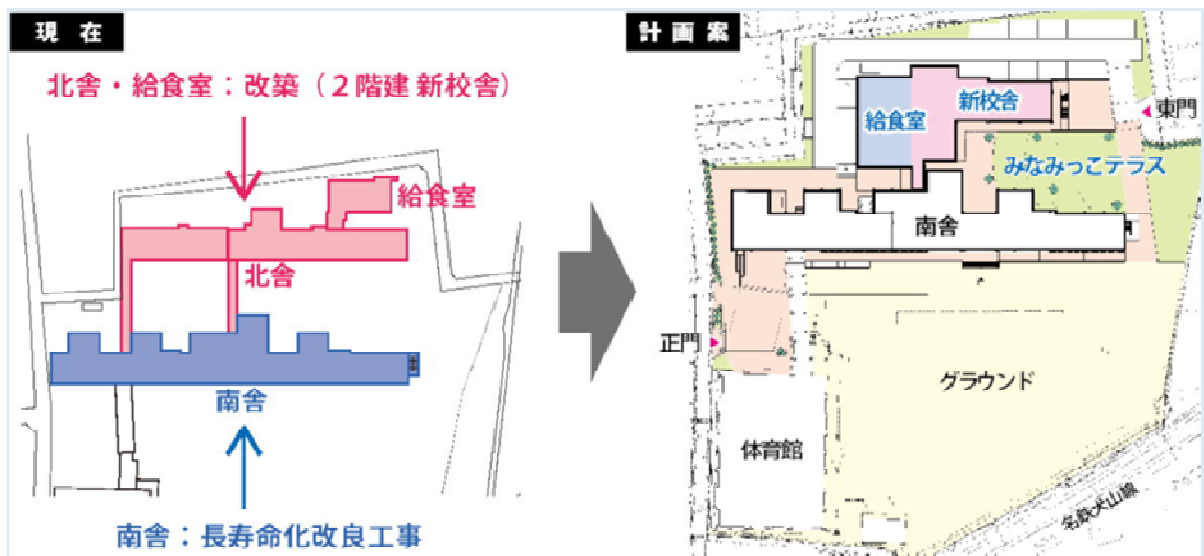
事業費

1億8,622万円

担当課

学校教育課

児童の教育環境の向上と、犬山南小学校区の拠点として、利用しやすい複合施設を整備します。



予算科目

9-2-3

目名

学校整備費

特定財源

国庫補助金2,985万円、ふるさと犬山応援基金繰入金7,932万円、市債7,240万円

事業の目的

犬山市の「学びの学校建築」を基本に、学習を支援する学校・子どもたちの生活を守る学校・地域の伝統や遺産を継承する学校を軸として、学校や地域との協議を大切にしながら設計や施工を進めています。整備内容は、北舎（昭和33年建築）と給食室（昭和48年建築）は建て替え、中庭とともに整備を行います。また、南舎（昭和47年建築）は長寿命化改良し、学校全体の機能を改善し、よりよい環境整備を図ります。

事業の内容

令和4年度

工事車両用の仮設進入路工事、仮設校舎建築工事。実施設計後、北舎を解体。南舎の長寿命化改良工事実施設計業務を実施。

令和5年度

新校舎建築（給食室、地域住民が利用できる多目的スペースを整備）。

令和6年度

新校舎供用開始。エレベーター棟建築と、南舎長寿命化改良工事。

令和7年度

外構工事、運動場改良工事。

事業の効果

児童・教員・地域住民などが利用しやすい施設とすることに合わせて、既存の児童クラブ（子ども未来課）機能を残しながら整備することで、より良い安心安全な教育環境を整えます。

# ゼロカーボンシティを目指します

事業費

2,356万円

担当課

環境課

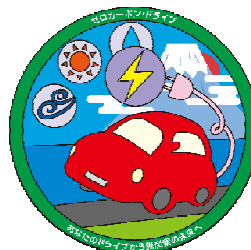
地球温暖化対策を一層推進するため、省エネ・創エネ・畜エネの設備等の導入をさらに支援し、脱炭素社会に向けて2050年二酸化炭素排出実質ゼロに取り組みます。

うちの省エネ・断熱性能は、  
快適・健康性能です。



「COOL CHOICE」は、温暖化対策に資する、また快適な暮らしにもつながるあらゆる「賢い選択」をしていこうという平成27年に始まった政府をあげて展開している国民運動です。

犬山市は、平成28年に「COOL CHOICE」の取組みに賛同し、令和3年にゼロカーボンシティを表明しています。



上：「みんなでおうち快適化チャレンジ（エコ住宅）」キャンペーン ロゴマーク  
右上：環境省ゼロカーボン・ドライブ ロゴマーク

予算科目

4-2-1

目名

環境保全費

特定財源

県補助金 184万円

事業の目的

従来から補助を実施している地球温暖化対策住宅用設備の対象を拡充するとともに、新たに、断熱リフォームなど省エネ住宅への改修や、走行時に二酸化炭素を排出しない次世代自動車の購入にも補助を行い、市民と一体となったゼロカーボンシティ（2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ）の実現に向けた取組みを推進します。

事業の内容

○二酸化炭素排出抑制に繋がる機器等を購入・設置や省エネ住宅改修を実施した市民にその費用の一部を補助します。

●令和4年度からの主な追加

- ・省エネ住宅改修（断熱リフォーム・高効率給湯機設置）
- ・ZEH（太陽光発電＋家庭用エネルギー管理システム＋高性能外皮等の一体的導入）
- ・太陽光発電＋家庭用エネルギー管理システム＋断熱窓改修工事の一体的導入
- ・次世代自動車（電気自動車又は燃料電池自動車）購入

●事業費の内訳

- ・住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金 2,236万円
- ・次世代自動車普及促進補助金 120万円

事業の効果

平成22年から開始した住宅用地球温暖化対策設備の導入補助は、これまでも制度の充実を図り、地球温暖化対策を進めてきました。今回の補助制度の充実により家庭部門での取組みが促進されることで、二酸化炭素排出量の削減目標値の達成に近づけます。

## 尾張北部環境組合による広域ごみ処理施設の建設準備を進めます

事業費

3,143万円

担当課

環境課

令和10年4月の稼働に向け、施設配置が可能となるまでの用地が確保できたことを踏まえ、広域の新ごみ処理施設整備の整備運営を行う事業者を選定し、出入路整備の基本設計などを行っていきます。



予算科目

4-3-2

目名

ごみ処理費

特定財源

なし

事業の目的

ダイオキシン類の削減、マテリアルリサイクルの推進、公共事業のコスト縮減を図るため、愛知県のごみ焼却処理広域化計画に基づき、犬山市、江南市、大口町、扶桑町の2市2町で構成する尾張北部環境組合により、広域ごみ処理施設を建設します。

事業の内容

- 予算内訳（尾張北部環境組合が実施する事業に対して構成市町が負担金を支出）
  - ・議会費負担金 35万円
  - ・ごみ処理施設建設費負担金 3,108万円
- 令和4年度に実施する主な事業
  - 事業者選定支援等業務委託
    - ・尾張北部環境組合において計画しているごみ処理施設の整備・運営事業について、事業者選定に係る業務を実施します。
  - 出入路基本設計業務
    - ・ごみ処理施設整備に伴い、出入路の渋滞緩和のための道路整備工事発注にむけて、測量や地質調査等と基本設計を実施します。
  - 環境影響評価事後調査業務
    - ・事業実施区域内に営業が確認されている希少動物に対する環境保全措置の妥当性や継続調査を実施します。

事業の効果

犬山市の都市美化センター、江南丹羽環境管理組合の環境美化センターは建設から38年以上経過し、老朽化しています。広域ごみ処理施設を建設することにより、住民が排出するごみを安定的に処理できます。

# 都市計画道路富岡荒井線が上小針交差点まで開通します

事業費

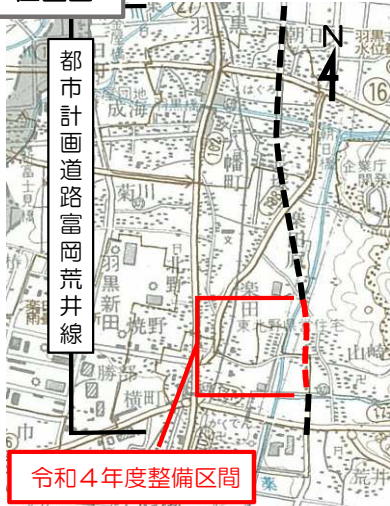
1億552万円

担当課

整備課

市の道路網における南北軸となる幹線道路整備により、南北地域間のアクセス性が向上し、地域の発展を図ります。

## 位置図



## 整備イメージ

二ノ宮川から上小針交差点を望む



予算科目 7-4-4

目名 街路事業費

特定財源

国庫補助金 690万円 県補助金 3,470万円  
ふるさと犬山応援基金繰入金 1,092万円  
市債 5,300万円

## 事業の目的

市を南北に縦断する幹線道路を整備することで、南北地域間のアクセス性向上を図ります。

## 事業の内容

野田工区・番前工区の道路整備工事を進め、令和4年12月末までに上小針交差点までの開通を目指します。二ノ宮川に架かる新設橋梁においては、絵や文字を描くイベントを実施します。

## 事業の効果

市の南北地域間におけるアクセス性が向上することで、自転車・歩行者の安全確保や周辺の消火活動困難地域の解消、渋滞緩和などを図り、地域の発展に寄与することができます。



# 通学路の安全対策を推進します

事業費

5,530万円

担当課

土木管理課

児童・生徒たちが安心して通学できるよう、通学路安全対策を推進します。



予算科目

7-2-1

目名

道路維持費

特定財源

国庫補助金 2,695万円

ふるさと犬山応援基金繰入金 855万円

市債 1,980万円

事業の目的

子どもたちが安心して通学できる歩行空間を確保するため、従来のグリーンベルト、カラー舗装に加えて、先進事例を研究し、狭窄横断歩道など新たな手法を取り入れながら通学路を整備します。また、令和4年度は、「通学路交通安全プログラム」に基づく整備と、令和3年6月に千葉県八街市(やちまたし)で発生した児童死傷事故を受け実施した緊急合同点検結果に基づく対策の実施に加え、「通学路交通安全プログラム」の令和7年度までの前倒しを含めて予算を約3,500万円上乗せし重点的に推進します。

事業の内容

○通学路安全対策工事 5,530万円(令和3年度：1,999万円)

- ・予算内訳：令和4年度整備計画対策路線
  - ・市道犬山富士線外2路線 2,071万円
- 令和7年度までの計画の前倒し対策路線
  - ・市道善師野線外4路線 919万円
- 令和3年度緊急合同点検に基づく対策路線
  - ・市道犬山6号線外12路線 2,540万円

事業の効果

児童・生徒たちが安心して通行できる歩行空間を確保することができます。

## ふるさと納税を集めます！

獲得目標額（歳入）  
事業費（歳出）

10億円  
4億1,863万円

担当課

経営改善課

全国からふるさと納税を集めることで、市が行う様々な取り組みの財源を確保するとともに、犬山市を全国にPRします。



予算科目

2-1-13

目名

ふるさと納税推進費

特定財源

ふるさと犬山応援基金積立金利子 21万円

事業の目的

財源の確保のため、ふるさと犬山応援寄附金（ふるさと納税）のさらなる獲得を目指します。

また、犬山市の魅力的な特産品を記念品とすることや、多子多胎世帯への子育て支援などの犬山市ならではの取り組みをアピールしながら犬山市をPRし、事業者の売上げに貢献することで、産業の活性化を進めます。

事業の内容

- ふるさと納税ポータルサイトを活用して寄附を募集し、寄附者に記念品を贈ります。（ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふる、ふるなび）
- インターネット広告やマタニティ向けの冊子への広告掲載など、記念品のラインナップに合わせた効果的な広告を実施することで、寄附の増加を目指します。
- 寄附は基金に積み立て、寄附者の意向に沿う事業に充てます。  
用途:市長におまかせ、子育て、教育、産業、健康、歴史・文化、福祉、環境、都市基盤
- 事業費の内訳（主なもの）  
ふるさと納税記念品：3億円 広告料：808万5千円  
ポータルサイトサービス利用料：1億510万8千円（サイト手数料、委託料、使用料）

事業の効果

犬山市へのふるさと納税は、平成27年9月の開始以来毎年増加しており、令和2年度までに約26億7千万円、令和3年度は1月末時点で約7億8千万円と、着実な財源確保に繋がっています。

令和4年度は、10億円の寄附金の獲得を目指すとともに、引き続き犬山市や市内事業者、特産品を全国にPRします。

## 使わない土地を売却します

売却想定額（歳入） 2億2,752万円  
事業費（歳出） 1,417万円

担当課

経営改善課  
文化スポーツ課

使わない市の土地を売却し、公共施設の長寿命化や、統廃合などの公共施設マネジメントの財源とします。



天神污水处理場跡地

犬山西公民館跡地  
(建物解体後売却)

市役所分庁舎跡地  
(建物解体後売却)

市民文化会館  
第5駐車場

予算科目

2-1-3  
9-5-7

目名

財産管理費  
市民文化会館費

特定財源

なし

事業の目的

市の事業で使用していない土地を売却することで、その土地の管理に必要な費用を抑制します。民間への売却による固定資産税の確保や、その土地の利活用が期待できます。

なお、土地の売却収入は公共施設等管理基金に積み立て、今後の公共施設の長寿命化や統廃合など、公共施設マネジメントの財源として活用していきます。

事業の内容

- 天神污水处理場跡地 売却想定額 5,626万3千円  
天神町四丁目79-1：168.27㎡ 79-3：193.88㎡ 79-6：186.46㎡
- 犬山西公民館跡地 売却想定額 7,661万8,984円  
上坂町三丁目111、112：941.1㎡
- 市役所分庁舎跡地 売却想定額 9,463万6,182円  
犬山字東古券334-1：1,028.75㎡
- 市民文化会館第5駐車場 売却想定額 令和4年度に鑑定（歳入予算は未計上）  
羽黒字大見下38-1、40-3：738㎡

【事業費の内訳】

公有財産オークションシステム利用料（売却想定額の5%） 1,251万4千円  
不動産鑑定委託料 97万5千円 測量及び嘱託登記委託料 68万円

事業の効果

土地の売却収入は、老朽化した施設の改修や解体など、公共施設マネジメントの財源とします。これにより、老朽化した公共施設の更新問題を解消するほか、市民の皆さんが使いやすい施設環境を保ちます。

## 5 令和3年度2月補正予算

---

### ○ 予算規模

#### 総予算（企業会計を含む）

16億6,369万5千円を増額補正

補正後予算額 → 509億7,793万2千円

（補正前の予算額と比較して3.37%の増）

#### 一般会計

16億6,361万2千円を増額補正

補正後予算額 → 312億5,161万円

（補正前の予算額と比較して5.62%の増）

#### 特別会計

6万8千円を増額補正

補正後予算額 → 146億8,392万5千円

（補正前の予算額と比較して0.0005%の増）

#### 企業会計

1万5千円を増額補正

補正後予算額 → 50億4,239万7千円

（補正前の予算額と比較して0.0003%の増）

## 令和3年度 補正後予算会計別総括表

(単位：千円・%)

会 計 名		令和3年度			令和2年度	比 較 増 減	
		1 3 号 補 正			最 終 補 正	対前年度	伸 び 率
		補正前の額	補 正 額	補正後の額 A	補正後の額 B	予算額 C = A - B	C / B
一 般 会 計		29,587,998	1,663,612	31,251,610	36,189,647	△ 4,938,037	△ 13.6
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 計 特 別 会 計	7,066,832		7,066,832	7,083,740	△ 16,908	△ 0.2
	犬 山 城 費 計 特 別 会 計	209,460	68	209,528	191,347	18,181	9.5
	木 曾 川 う かい 事 業 費 計 特 別 会 計	58,984		58,984	45,172	13,812	30.6
	介 護 保 会 險 計 特 別 会 計	5,872,186	0	5,872,186	6,314,493	△ 442,307	△ 7.0
	後 期 高 齢 者 医 療 計 特 別 会 計	1,476,395		1,476,395	1,476,060	335	0.0
	小 計	14,683,857	68	14,683,925	15,110,812	△ 426,887	△ 2.8
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	1,860,193	15	1,860,208	1,815,065	45,143	2.5
	下 水 道 事 業 会 計	3,182,189		3,182,189	3,176,367	5,822	0.2
	小 計	5,042,382	15	5,042,397	4,991,432	50,965	1.0
合 計		49,314,237	1,663,695	50,977,932	56,291,891	△ 5,313,959	△ 9.4

※水道事業会計と下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

## 令和3年度 一般会計補正後予算歳入款別表

(単位：千円・%)

区 分	令 和 3 年 度		令 和 2 年 度		比 較 増 減	
	13号補正後 予 算 額 A	構 成 比	最 終 補 正 後 予 算 額 B	構 成 比	対 前 年 度 算 額 C = A - B	伸 び 率 C / B
*1 市 税	11,379,928	36.4	11,491,393	31.8	△ 111,465	△ 1.0
2 地 方 譲 与 税	241,440	0.8	224,606	0.6	16,834	7.5
3 利 子 割 交 付 金	7,329	0.0	10,307	0.0	△ 2,978	△ 28.9
4 配 当 割 交 付 金	85,726	0.3	63,335	0.2	22,391	35.4
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,041	0.3	61,841	0.2	38,200	61.8
6 法 人 事 業 税 金 交 付	163,247	0.5	79,175	0.2	84,072	106.2
7 地 方 消 費 税 金 交 付	1,758,301	5.6	1,608,333	4.4	149,968	9.3
8 ゴルフ場利用税金 交 付	21,096	0.1	19,107	0.1	1,989	10.4
9 環 境 性 能 割 金 交 付	55,631	0.2	53,825	0.1	1,806	3.4
10 地 方 特 例 交 付 金	213,797	0.7	93,955	0.3	119,842	127.6
11 地 方 交 付 税	2,155,466	6.9	1,387,308	3.8	768,158	55.4
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	9,796	0.0	10,238	0.0	△ 442	△ 4.3
*13 分 担 金 及 び 負 担 金	102,516	0.3	91,967	0.3	10,549	11.5
*14 使 用 料 及 び 手 数 料	506,592	1.6	433,617	1.2	72,975	16.8
15 国 庫 支 出 金	6,259,111	20.0	11,702,970	32.3	△ 5,443,859	△ 46.5
16 県 支 出 金	1,712,359	5.5	1,740,282	4.8	△ 27,923	△ 1.6
*17 財 産 収 入	167,285	0.5	62,048	0.2	105,237	169.6
*18 寄 附 金	910,334	2.9	865,948	2.4	44,386	5.1
*19 繰 入 金	1,539,374	4.9	2,173,864	6.0	△ 634,490	△ 29.2
*20 繰 越 金	1,068,482	3.4	911,235	2.5	157,247	17.3
*21 諸 収 入	851,249	2.7	852,419	2.4	△ 1,170	△ 0.1
22 市 債	1,942,510	6.2	2,251,874	6.2	△ 309,364	△ 13.7
合 計	31,251,610	100.0	36,189,647	100.0	△ 4,938,037	△ 13.6
* 自 主 財 源	16,525,760	52.9	16,882,491	46.7	△ 356,731	△ 2.1
依 存 財 源	14,725,850	47.1	19,307,156	53.3	△ 4,581,306	△ 23.7

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

## 令和3年度 一般会計補正後予算歳出款別表

(単位：千円・%)

区 分	令 和 3 年 度		令 和 2 年 度		比 較 増 減	
	1 3 号 補 正 後 予 算 額 A	構 成 比	最 終 補 正 後 予 算 額 B	構 成 比	対 前 年 度 算 額 C = A - B	伸 び 率 C / B
1 議 会 費	242,795	0.8	247,062	0.7	△ 4,267	△ 1.7
2 総 務 費	6,119,948	19.6	12,103,990	33.4	△ 5,984,042	△ 49.4
3 民 生 費	11,708,027	37.5	9,703,874	26.8	2,004,153	20.7
4 衛 生 費	3,005,122	9.6	3,181,304	8.8	△ 176,182	△ 5.5
5 農 林 業 費	261,874	0.8	358,971	1.0	△ 97,097	△ 27.0
6 商 工 費	1,010,421	3.2	1,498,310	4.1	△ 487,889	△ 32.6
7 土 木 費	2,555,398	8.2	2,759,077	7.6	△ 203,679	△ 7.4
8 消 防 費	1,179,016	3.8	939,221	2.6	239,795	25.5
9 教 育 費	3,093,277	9.9	3,160,137	8.7	△ 66,860	△ 2.1
10 災 害 復 旧 費	48,000	0.2	48,000	0.1	0	0.0
11 公 債 費	1,967,731	6.3	2,081,740	5.8	△ 114,009	△ 5.5
12 諸 支 出 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
13 予 備 費	60,000	0.2	107,960	0.3	△ 47,960	△ 44.4
合 計	31,251,610	100.0	36,189,647	100.0	△ 4,938,037	△ 13.6

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

※予備費（充用先の款を含む）の予算額は、充用前の金額を記載しています。

◎ 補正予算に計上した主な事業

市民部 地域協働課

《一般会計》

○ 東ふれあいセンター改修（まちづくり拠点施設営繕等）

補正予算要求額 4,638万円

【補正理由】

令和3年4月1日から羽黒東部老人憩の家から東ふれあいセンターへ施設の用途変更を行い、高齢者施設から誰もが利用可能な施設として、東コミュニティ推進協議会に管理運営を委託する形で事業を開始した。

施設は昭和61年建築で老朽化が進み、利用廃止した風呂場など改修に向けて地元住民等の意見を集約し、施設の改修を行うこととしていた。

その後、東コミュニティ推進協議会を中心に地元住民の方々との協議を重ね、改修内容が概ね決定したため、補正予算により改修を実施し、早期に本来の利用状況とするため改修工事等を行うもの。

【内容】

施設をより多くの市民に利用してもらえるよう、東コミュニティ推進協議会及び地元住民の意見を取り入れ改修工事を行うための補正

《改修予定工事内容》

- ・未利用スペースの改修（風呂場等を旧休養室と一体化し、談話室に変更）
- ・現在の時代に適応した改修（バリアフリー化、マルチトイレの設置）
- ・施設の経年劣化による改修（クロスの貼り替え、畳からフローリングに変更、フェンスの一部改修）
- ・外構未利用地の利活用化（駐車場の確保、屋外スペースの整備）

また、改修後は施設運営に必要な備品等を購入する

【効果】

令和4年度中に現在よりも魅力ある地域の活動拠点施設としてリニューアルオープンすることで、より多くの市民の利活用が見込めるようになる。

特にバリアフリー化や多目的トイレを改修することで、親子や高齢のため利用が困難な方も安全かつ容易に利用がしやすくなる。

（次ページに続く）



### 【その他】

令和2年度まで近隣の高齢者を対象とした施設であったが、東ふれあいセンターとして利用するにあたり、東小学校区や隣接する羽黒小学校区の地元住民の利用も想定されるため、駐車スペースを拡充し、また、南側広場の有効利用ができるよう整備を行う。

### 【概略スケジュール】

令和4年 3月 補正予算成立後入札等契約準備  
令和4年 4月 監理委託及び改修工事契約（予定）  
令和4年度 東ふれあいセンター設置管理条例の改正  
改修工事施工、11月リニューアルオープン（予定）

### 【要求額の積算内容】

歳出	消耗品費（パイプ椅子、手提げ金庫等）	75万4千円
	印刷製本費（利用許可申請書、使用料免除申請書）	16万3千円
	東ふれあいセンター改修工事監理業務委託料	111万1千円
	東ふれあいセンター改修工事請負費	4,288万4千円
	備品購入費（談話室用テーブル及びチェア、会議用折り畳み机等）	146万8千円
歳入	地方創生拠点整備交付金	1,318万4千円
	対象経費：2,636万9千円（2,121万7千円：建物改修、515万2千円：処分費・駐車場整備費用）	
	補助率：50%	
	あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金（植栽工事(芝生植生)）	300万円
	補助率：100% 上限：300万円	

※ 東ふれあいセンター改修事業にかかる補正予算については令和4年度に繰り越し

## 《一般会計》

## ○ 保育士等処遇改善臨時特例事業（民間保育所運営補助）

補正予算要求額 481万5千円

## 【補正理由】

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く職員の収入を3%程度引き上げることとされた。市内民間保育所2園が本事業を実施するため、保育士等処遇改善臨時特例事業として補助するもの。

## 【内容】

対象施設事業所

民間保育所2園（白帝保育園、犬山さくら保育園）

## 【効果】

施設で働く保育士等職員の処遇が改善される。

## 【その他】

- ・令和4年2月～9月賃金改善分
  - …国の令和3年度補正予算により、補助金（国10/10）で対応
- ・令和4年10月～
  - …公定価格を見直し従来の交付金（国1/2・県1/4・市1/4）で対応
- ・国の補助要件として、令和4年2月分の給与から改善実施することが要件
- ・令和4年2月、3月分に関しては、一時金等により3月に一括して支払うことも可能。
- ・4月以降は毎月支払われることが基本

## 【概略スケジュール】

## ○ 2月補正予算

- ①令和4年2月～9月支払い相当額（8ヶ月分）の補助金を予算計上。同時に4月～9月支払い相当額（6ヶ月分 378万円）を繰越明許費予算を計上
- ②令和4年10月以降支払い相当額は、公定価格の見直しによる金額が未定のため、補正予算（令和4年6月又は9月）で計上予定

（次ページに続く）

【要求額の積算内容】

○ 保育士等処遇改善臨時特例事業補助金

		4歳以上	3歳児	1・2歳児	0歳児	計	
白帝保育園	平均利用児童数（人）	48	20	39	10	115	
	令和3年度（2・3月分）	賃金改善部分（円）	105,800	63,200	231,660	105,000	505,660
		国家公務員給与改定対応部分（円）	-	-	-	-	-
	令和4年度（4～9月分）	賃金改善部分（円）	317,400	189,600	694,980	315,000	1,516,980
		国家公務員給与改定対応部分（円）	91,080	51,600	149,760	79,200	371,640
計		514,280	304,400	1,076,400	499,200	2,394,280	
犬山さくら保育園	平均利用児童数（人）	-	-	43	13	56	
	令和3年度（2・3月分）	賃金改善部分（円）	-	-	345,720	163,800	509,520
		国家公務員給与改定対応部分（円）	-	-	-	-	-
	令和4年度（4～9月分）	賃金改善部分（円）	-	-	1,037,160	491,400	1,528,560
		国家公務員給与改定対応部分（円）	-	-	252,840	129,480	382,320
計		-	-	1,635,720	784,680	2,420,400	

財源内訳：保育士等処遇改善臨時特例交付金（国：10/10）481万5千円

《一般会計》

○ プレミアム商品券事業（新型コロナウイルス感染症対策事業）

補正予算要求額 2億5,554万3千円

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店を中心とした多くの事業者の売上が減少している。このような状況に対応していくため、市民への生活支援、市内消費の拡大を目的に、プレミアム商品券を発行する。

【対象者】

犬山市民

【内容】

プレミアム商品券 販売総額 2億2,200万円、発行総額 4億4,400万円  
 販売セット数 74,000セット(1セット3,000円で購入、6,000円分使用可能)  
 市民1人につき1セット購入可能  
 プレミアム率 100% (プレミアム分 2億2,200万円)  
 プレミアム商品券種類  
 ・全店共通券(4,000円:500円券×8枚)  
 ・飲食店限定券(2,000円:500円券×4枚)

【購入方法】

購入方法 購入引換券（全市民に発送）にて購入可能  
 販売場所 市内約20箇所目標

【概略スケジュール】

店舗募集	5月上旬から6月中旬
店舗チラシ作成	6月下旬から7月下旬 ※8月15日号で全世界帯配布
購入引換券印刷	7月下旬から8月上旬
購入引換券発送	8月中旬から8月下旬
販売期間	8月下旬から2カ月程度
使用期間	9月から12月の4カ月

(次ページに続く)

**【要求額の積算内容】**

事業費 プレミアム分 2億 2,200 万円

事務費 3,354 万 3 千円

- ・ 消耗品費 22 万円
- ・ 印刷製本費(引換券)65 万 2 千円
- ・ 通信運搬費 466 万 2 千円
- ・ 時間外勤務手当 43 万 8 千円 (正規 : 33 万 7 千円、会計年度 : 10 万 1 千円)
- ・ 販売等業務委託料 2,757 万 1 千円

(店舗募集、商品券印刷、商品券封筒印刷封入、店舗チラシ作成、販売手数料、換金手数料、第 2 次販売費用、その他経費)

※2 億 2,200 万円のプレミアム分を合算して委託)

→ 事業実績がある犬山商工会議所へ委託予定

**【財源内訳】**

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2 億 2,767 万 1 千円

一般財源 2,787 万 2 千円

※令和 4 年度に県補助金 (げんき商店街推進事業費県補助金) を申請予定

## 6 令和4年5月末までの主な開催事

1/4

名称等	第10回犬山城下町おひなさまめぐり		
実施期間	2月10日 (木) ~ 3月10日 (木)	時間	9:00 ~ 17:00
場所	旧磯部家住宅復原施設		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山北のまちづくり推進協議会		
名称等	国際交流員 ドイツ語講座 中級コース (全5回)		
実施期間	2月15日 (火) ~ 3月22日 (火)	時間	18:00 ~ 19:30
場所	犬山市民交流センター 203会議室		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	あおつか歴史講座「尾関家・瓦師から犬山焼窯元へ」		
実施期間	2月26日 (土) ~ 同日	時間	10:00 ~ 11:30
場所	青塚古墳ガイダンス施設		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	東之宮古墳シンポジウム		
実施期間	2月26日 (土) ~ 同日	時間	13:00 ~ 16:00
場所	犬山市民交流センター4階 フロイデホール		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	いぬやま地域つながるシンポジウム		
実施期間	2月26日 (土) ~ 同日	時間	14:00 ~ 16:00
場所	オンライン (You Tubeライブ配信)		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	青塚子ども教室「古墳型ハガキ作り」		
実施期間	2月27日 (日) ~ 同日	時間	10:00 ~ 11:30
場所	青塚古墳ガイダンス施設		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	犬山キャンペーン (上期)		
実施期間	3月1日 (火) ~ 8月31日 (水)		
場所	犬山市内		
担当所属	観光課		
主催	犬山集中大規模観光宣伝協議会		
名称等	避難支援者向け講演会		
実施期間	3月5日 (土) ~ 同日	時間	10:00 ~ 11:30
場所	犬山市民交流センター4階 フロイデホール		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市		

名称等	ニワ里カレッジ「文化遺産と防災」		
実施期間	3月12日（土）～ 同日	時間	10:00 ～ 11:30
場所	青塚古墳ガイダンス施設		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	NPO法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク		
名称等	犬山市民総合大学卒業式(大前光市氏)		
実施期間	3月12日（土）～ 同日	時間	13:30 ～ 15:30
場所	市民文化会館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市		
名称等	あおつか歴史講座「犬山東エリア散策会」		
実施期間	3月13日（日）～ 同日	時間	10:00 ～ 12:00
場所	犬山駅東周辺		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	犬山祭ミニチュア車山展示		
実施期間	3月15日（火）～ 4月5日（火）	時間	9:00 ～ 17:00
場所	旧磯部家住宅復原施設		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山北のまちづくり推進協議会		
名称等	多文化共生フォーラム		
実施期間	3月19日（土）～ 同日	時間	14:00 ～ 17:00
場所	エナジーサポートアリーナ 2階 多目的室、及びZOOM		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	東之宮古墳 土あげ祭プロジェクト		
実施期間	3月21日（月）～ 同日	時間	10:00 ～ 12:00
場所	東之宮古墳 (雨天予備日) 3月26日（土）		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	いちにち女性議会 (2月9日開催予定を延期)		
実施期間	3月23日（水）～ 同日	時間	9:00 ～ 12:00
場所	犬山市役所 6階 議場		
担当所属	議事課		
主催	犬山市議会		
名称等	国際交流員 ドイツの部屋「イースターエッグ作り」		
実施期間	3月26日（土）～ 同日	時間	10:30 ～ 16:00
場所	犬山市民交流センター 204会議室		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		

名称等	令和4年度消防団員辞令交付式		
実施期間	4月4日（月）～ 同日	時間	19:30 ～ 20:00
場所	消防本部3階講堂		
担当所属	消防総務課		
主催	犬山市		
名称等	春の全国交通安全運動		
実施期間	4月6日（水）～ 4月15日（金）	時間	0:00 ～ 0:00
場所	犬山市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市、犬山警察署		
名称等	第7回犬山城下町端午の節句まつり		
実施期間	4月10日（日）～ 5月10日（火）		
場所	旧磯部家住宅復原施設		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山北のまちづくり推進協議会		
名称等	交通安全街頭大監視		
実施期間	4月12日（火）～ 同日	時間	7:30 ～ 8:30
場所	犬山市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市、犬山警察署		
名称等	シートベルト・チャイルドシート関所		
実施期間	4月14日（木）～ 同日	時間	9:30 ～ 10:15
場所	犬山市民文化会館		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市、犬山警察署		
名称等	令和4年度白帝文庫企画展「殿様と文学 成瀬正勝」		
実施期間	4月21日（木）～ 5月24日（火）	時間	9:00 ～ 17:00
場所	城とまちミュージアム展示室1		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	（公財）犬山城白帝文庫		
名称等	青少年問題協議会報告会		
実施期間	4月27日（水）～ 同日	時間	10:00 ～ 11:30
場所	市民交流センター		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市		
名称等	青塚古墳まつり		
実施期間	5月14日（土）～ 同日	時間	0:00 ～ 0:00
場所	青塚古墳ガイダンス施設		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	NPO法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク		



名称等	令和4年度犬山市消防団観閲式		
実施期間	5月15日	(日)	～ 同日
場所	晴天時：するすみふれあい広場	荒天時：	未定
担当所属	消防総務課		
主催	犬山市		
名称等	名誉市民河合雅雄氏を偲ぶ会		
実施期間	5月28日	(土)	～ 同日 時間 10:30 ～ 12:00
場所	日本モンキーセンター、丹波篠山市田園交響ホール		
担当所属	企画広報課		
主催	犬山市・丹波篠山市		